

令和 8 年 6 月 2 6 日
福 祉 部 長 寿 応 援 課

地域密着型介護施設の指定管理者の選定手続きについて

地域密着型介護施設について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区地域密着型介護施設条例」に基づき、指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
地域密着型介護施設	江東区新砂三丁目 3 番 1 1 号

2 現在の指定管理者

現在の指定管理者	現在の指定の期間
社会福祉法人こうほうえん	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

4 選定方法

非公募による選定とする。

〔非公募の理由〕

- ①認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイの 3 つのサービスを 2 4 時間 3 6 5 日提供している。特にグループホームは認知症高齢者入所施設であることから、利用者と職員の高度な信頼関係が求められる。
- ②関係法令に基づき、開設時から適正な高齢者施設の運営を行っている。
- ③第三者評価及び年度評価の総合評価は「最上位の A」となっており、利用者アンケートにおいても毎年良好な評価を得ている。地域住民向けの事業実施、イベント参加にも積極的に取り組み、

地域に根付いた施設となっている。

- ④同一法人による介護施設及び認可保育所の一体的管理によってこどもと高齢者の交流を図ることにより、利用者への相乗効果が期待できる。
- ⑤本施設は公設民営施設として区の福祉充実を目的として整備され、「原則一つの法人が一体運営すること」を募集条件としている。

5 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和 8 年 8 月	公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者決定
令和 8 年 1 0 月	第 3 回区議会定例会において指定議案の議決
令和 9 年 3 月	協定書の締結
令和 9 年 4 月	指定管理者による運営開始